

四日市港管理組合公報

第1083号

令和4年3月31日

木曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 3
- 四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 3

訓 令

- 四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (総務課) 5

告 示

- 四日市都市計画四日市港臨港地区の一部を改正する告示 (建設課) 6
- 四日市港管理組合港湾施設条例に基づく物揚場の指定 (港営課) 7

公 告

- 令和4年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表 (総務課) 7
- 四日市港管理組合情報公開条例に基づく情報公開制度の運用状況の公表 (総務課) 19
- 四日市港管理組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の運用状況の公表 (総務課) 20
- 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 23

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 25

規 則

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第1号

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規則（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(職制)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特定の事務を処理させるために、次の表の左欄に掲げる職を部又は課に置き、その職の職務はそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職</th> <th style="width: 75%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 監</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">港灣施設管理監</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受けて港灣施設の管理に関する特定の事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 査 監</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船長及び機関長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	調 整 監	(略)	港灣施設管理監	<u>上司の命を受けて港灣施設の管理に関する特定の事務を処理する。</u>	検 査 監	(略)	船長及び機関長	(略)	<p>(職制)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特定の事務を処理させるために、次の表の左欄に掲げる職を部又は課に置き、その職の職務はそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職</th> <th style="width: 75%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 監</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 査 監</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船長及び機関長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	調 整 監	(略)	検 査 監	(略)	船長及び機関長	(略)
職	職 務																		
調 整 監	(略)																		
港灣施設管理監	<u>上司の命を受けて港灣施設の管理に関する特定の事務を処理する。</u>																		
検 査 監	(略)																		
船長及び機関長	(略)																		
職	職 務																		
調 整 監	(略)																		
検 査 監	(略)																		
船長及び機関長	(略)																		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第2号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和41年四日市港管理組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
出納室長 議会事務局長 監査委員事務局長 調整監 <u>港湾施設管理監</u> 検査監	10種	出納室長 議会事務局長 監査委員事務局長 調整監 検査監	10種
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第3号

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市港管理組合職員の育児休業に関する条例（平成4年四日市港管理組合条例第1号。以下「条例」という。）<u>第29条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等の承認の請求手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第2条第3号イ<u>ロ</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第3号イロ</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>条例第2条の4第2号</u>の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（<u>条例第2条第3号イロ</u>に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>(i) <u>条例第2条の3第3号ロ</u>に規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日（<u>条例第2条第3号イロ</u>に規定する1歳6箇月到達日</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市港管理組合職員の育児休業に関する条例（平成4年四日市港管理組合条例第1号。以下「条例」という。）<u>第27条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等の承認の請求手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第2条第3号イ<u>ハ</u>の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第3号イハ</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>条例第2条の4第2号</u>の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（<u>条例第2条第3号イハ</u>に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>(i) <u>条例第2条の3第3号ロ</u>に規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日（<u>条例第2条第3号イロ</u>に規定する1歳6箇月到達日</p>

<p>いう。以下同じ。) 後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(条例第23条第2号の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第11条の2 条例第23条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>をいう。以下同じ。) 後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(条例第23条第2号ロの規則で定める非常勤職員)</p> <p>第11条の2 条例第23条第2号ロの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和53年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																			
別表第2（第8条関係）共用貸与品				別表第2（第8条関係）共用貸与品																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">貸与品</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">防寒服</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">保安帽</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置箇所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	貸与品	防寒服	保安帽	備考	設置箇所							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">貸与品</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">防寒服</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">保安帽</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置箇所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	貸与品	防寒服	保安帽	備考	設置箇所						
貸与品	防寒服	保安帽	備考																				
設置箇所																							
貸与品	防寒服	保安帽	備考																				
設置箇所																							

総務課		(略)		総務課		(略)	
企画課		(略)		企画課		(略)	
振興課	(略)	(略)	(略)	振興課	(略)	(略)	(略)
出納室		(略)		出納室		(略)	
議会事務局 監査委員事務局		(略)		議会事務局 監査委員事務局		(略)	
港営課	<u>32</u>	(略)		港営課	<u>31</u>	(略)	
建設課		<u>21</u>	(略)	建設課		<u>20</u>	(略)
防災営繕課	<u>32</u>	(略)		防災営繕課	<u>30</u>	(略)	
数量は以内（貸与年度の在籍人数内）とする。				数量は以内（貸与年度の在籍人数内）とする。			

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第3号

四日市港の港湾隣接地域（平成28年四日市港管理組合告示第5号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港の港湾隣接地域の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
備考 1 (略) 2 この告示による指定区域の範囲を示す図面は、 <u>建設課</u> に備え置いて縦覧に供する。	備考 1 (略) 2 この告示による指定区域の範囲を示す図面は、 <u>整備課</u> に備え置いて縦覧に供する。

四日市港管理組合告示第4号

四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）別表の備考10の規定により次のとおり物揚場を指定します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

名 称	水深	延長	所 在 地	指定年月日
富洲原運河南物揚場	-0.6m	29m	図示	令和4年4月1日

関係図面は、四日市港管理組合経営企画部港営課に備え置いて、縦覧に供します。

公 告

令和4年度四日市港管理組合一般会計予算等が令和4年3月25日に成立しましたので、次のとおり公表します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

令和4年度四日市港管理組合一般会計予算

令和4年度四日市港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,313,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2,914,041
	1 負担金	2,914,041
2 使用料及び手数料		668,125
	1 使用料	668,125
3 国庫支出金		199,150
	2 国庫補助金	199,150
4 県支出金		23,860
	1 県補助金	23,860
5 財産収入		10,898
	1 財産運用収入	10,781
	2 財産売払収入	117
6 繰入金		20,000
	1 基金繰入金	20,000
8 諸収入		100,988

	1 組合預金利子	18
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	100,060
9 組合債		2,376,500
	1 組合債	2,376,500
歳 入 合 計		6,313,562

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 18,703
	1 議会費	18,703
2 総務費		802,291
	1 総務費	791,154
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	10,227
3 港湾管理費		836,731
	1 港湾管理費	836,731
4 港湾建設費		2,310,200
	1 港湾建設費	2,310,200
5 災害復旧費		100,000
	1 港湾施設災害復旧費	50,000
	2 公共施設災害復旧費	50,000
6 公債費		2,244,637
	1 公債費	2,244,637

7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,313,562

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和5年度～令和14年度	千円 86,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 49,500	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体 金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本総合整備事業費	175,700	〃	〃	〃
庁舎等管理費	59,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	1,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	239,700	〃	〃	〃
環境施設維持補修費	78,500	〃	〃	〃
港湾改修事業費	130,500	〃	〃	〃

国直轄事業負担金	1,542,600	〃	〃	〃
港湾施設災害復旧単独事業費	50,000	〃	〃	〃
公共施設災害復旧単独事業費	50,000	〃	〃	〃
計	2,376,500			

令和4年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

令和4年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,343,587千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		1,483,551
	1 使用料	1,483,551
2 財産収入		533,447
	1 財産運用収入	533,447
3 繰入金		476,847
	1 基金繰入金	476,847
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		34,742
	1 組合預金利子	14
	2 雑入	34,728
6 組合債		9,795,000
	1 組合債	9,795,000
歳入	合計	12,343,587

歳出

款	項	金額
		千円
1 管理費		1,043,037
	1 施設管理総務費	474,543
	2 施設管理費	433,435
	3 ひき船事業費	135,059
2 建設事業費		9,839,000

	1 建設事業費	9,839,000
3 公債費		1,461,550
	1 公債費	1,461,550
歳 出 合 計		12,343,587

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和5年度～令和14年度	2,011,700

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 9,795,000	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体 金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	9,795,000			

令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）

令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,147,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 2,682,082	千円 △11,349	千円 2,670,733
	1 負担金	2,682,082	△11,349	2,670,733
3 国庫支出金		232,800	121,000	353,800
	2 国庫補助金	232,800	121,000	353,800
7 諸収入		29,134	△6,161	22,973
	1 組合預金利子	18	△6	12
	3 雑入	28,206	△6,155	22,051
8 組合債		1,344,500	993,800	2,338,300
	1 組合債	1,344,500	993,800	2,338,300
歳 入 合 計		5,050,053	1,097,290	6,147,343

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 18,197	千円 △1,202	千円 16,995
	1 議会費	18,197	△1,202	16,995
2 総務費		787,792	△5,213	782,579
	1 総務費	776,277	△4,891	771,386

	3 監査委員費	10,605	△322	10,283
3 港湾管理費		831,840	△3,828	828,012
	1 港湾管理費	831,840	△3,828	828,012
4 港湾建設費		1,106,602	1,107,533	2,214,135
	1 港湾建設費	1,106,602	1,107,533	2,214,135
歳 出 合 計		5,050,053	1,097,290	6,147,343

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	庁舎等管理費	千円 32,850
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設管理費	12,000
3 港湾管理費	1 港湾管理費	環境施設維持補修費	23,170
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	130,000

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	千円 44,000	港湾施設維持補修費	千円 263,370
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本総合整備事業費	50,000	社会資本総合整備事業費	420,720
4 港湾建設費	1 港湾建設費	单独港湾改修事業費	57,300	单独港湾改修事業費	66,700

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本総合整備事業費	千円 173,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 330,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
一般管理費	2,000	〃	〃	〃	1,700	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	325,000	〃	〃	〃	332,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	137,000	〃	〃	〃	126,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	358,000	〃	〃	〃	1,199,100	〃	〃	〃

令和3年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ363,918千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,895,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,462,532	△14,851	1,447,681
	1 使用料	1,462,532	△14,851	1,447,681
2 財産収入		566,090	3,359	569,449
	1 財産運用収入	566,090	3,359	569,449
3 繰入金		448,872	△276,373	172,499
	1 基金繰入金	448,872	△276,373	172,499
5 諸収入		35,043	82,947	117,990
	1 組合預金利子	12	△2	10
	2 雑入	35,031	82,949	117,980

6 組合債		1,649,000	△159,000	1,490,000
	1 組合債	1,649,000	△159,000	1,490,000
歳 入 合 計		4,258,996	△363,918	3,895,078

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 1,084,192	千円 △190,133	千円 894,059
	1 施設管理総務費	563,075	△67,460	495,615
	2 施設管理費	384,725	△119,296	265,429
	3 ひき船事業費	136,392	△3,377	133,015
2 建設事業費		1,692,700	△173,785	1,518,915
	1 建設事業費	1,692,700	△173,785	1,518,915
歳 出 合 計		4,258,996	△363,918	3,895,078

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 管理費	2 施設管理費	港 湾 施 設 管 理 費	千円 29,940
1 管理費	2 施設管理費	港 湾 施 設 維 持 補 修 費	50,000
2 建設事業費	1 建設事業費	施 設 改 修 費	555,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 1,649,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還することが できるもの とする。	千円 1,490,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還することが できるもの とする。

四日市港管理組合情報公開条例（平成14年四日市港管理組合条例第1号）第29条の規定に基づき、令和2年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

- 1 公文書開示請求件数 47件
- 2 公文書開示決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	46
部分開示	1
非開示	0
不存在	0

存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	47

3 公文書開示決定等の実施機関別状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		47
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	32
	防災営繕課	15
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		47

4 公文書開示決定等に対する審査請求の状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成21年四日市港管理組合条例第1号）第45条の規定に基づき、令和2年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 個人情報取扱事務登録簿への登録状況 【単位：件】

実施機関		登録事務数
管理者		46
内訳	総務課	14
	企画課	2
	振興課	4
	港営課	15
	建設課	3
	防災営繕課	4
	建設課、防災営繕課	2
	出納室	2
議会		4
監査委員		3
合計		53

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等 【単位：件】

	請求件数	審査請求件数
開示請求	0	0
訂正請求	0	0
利用停止等請求	0	0

3 開示請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	0
部分開示	0
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0

	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

4 訂正請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
訂正	0
非訂正	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

5 利用停止請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
利用停止等	0
非利用停止等	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0

	出納室	0
	議会	0
	監査委員	0
	合計	0

6 不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条第3項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 令和4～7年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとし、郵送によるものみの受付とします。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合

受付期間	受付場所
令和4年4月1日（金）から 令和5年3月31日（金）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

令和4年4月1日から同年6月30日までの審査完了分・・・令和4年8月1日から令和8年5月31日まで

令和4年7月1日から同年9月30日までの審査完了分・・・令和4年11月1日から令和8年5月31日まで

令和4年10月1日から令和5年1月4日までの審査完了分・・・令和5年2月1日から令和8年5月31日まで

令和5年1月5日から令和5年3月31日までの審査完了分・・・令和5年5月1日から令和8年5月31日まで

となります。

(2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合

受付期間	受付場所
令和4年4月1日（金）から 令和5年3月31日（金）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

令和4年4月1日から同年6月30日までの審査完了分・・・令和4年8月1日から令和8年3月31日まで

令和4年7月1日から同年9月30日までの審査完了分・・・令和4年11月1日から令和8年3月31日まで

令和4年10月1日から令和5年1月4日までの審査完了分・・・令和5年2月1日から令和8年3月31日まで

令和5年1月5日から令和5年3月31日までの審査完了分・・・令和5年5月1日から令和8年3月31日まで

となります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合総務課管財・契約担当

電話 059-366-7009

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されましたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年3月31日

四日市港管理組合

監査委員 伊藤 隆

監査委員 荒木 美幸

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合全体	実施年月日	令和3年8月18日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
<p>(1) 公用車の事故にかかる事故防止対策の向上について 令和2年6月から11月にかけて公用車の事故が多発しており、今後、事故の再発防止に努められたい。 公用車事故の行政に与える影響も鑑み、管理組合として公用車の事故防止に向けたより効果的な取組について検討されたい。</p>	<p>(1) 公用車の事故にかかる事故防止対策の向上について 交通事故の防止については、令和2年度に発生した事故の形態を分析したところ、バック時の事故が多かったことから、再発を防止するため、注意点をステッカーにして公用車に貼付して常に意識できるようにするとともに、同乗者がいる場合は必ず降車して誘導するようにしました。 また、職員研修や部課長会議等において、交通事故の分析結果や問題点を共有することで、職員一人ひとりが事故を自分事として捉えられるよう、交通安全意識の向上を図りました。 さらに、令和3年度から、事故を起こした職員については、必ずドライバー団体研修を受講することとし、実車運転による狭路走行等の指導も受けることにより運転技能の向上も図っています。 これらの結果、令和3年度の公用車の事故は前年度の6件から2件へ減少しました。(令和4年3月25日現在) 今後も引き続き、上記の取組を継続して公用車の事故防止に努めます。</p>		

<p>(2) 内部統制の推進について</p> <p>霞ヶ浦地区北埠頭81号岸壁の整備等で事業量の増加が想定されるなか、受注者との関係や発注業務の適正化に、さらに注意を払う必要がある。</p> <p>内部統制に取り組むなかで、必要な規程を定めるなど取組みを進められたい。</p>	<p>(2) 内部統制の推進について</p> <p>国の「発注者綱紀保持規程」を参考に「四日市港管理組合発注者綱紀保持規程」を策定し、令和4年度から同規程に基づき、受注者との関係や発注業務について一層の適正化を図ります。</p>
--	--

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	令和3年8月18日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 人材育成について</p> <p>プロパー職員は経験年数が長く、専門知識をベースとして積み上げられた経験、スキルは管理組合の財産である。プロパー管理職の育成を含めた四日市港の将来を見据えた人材育成を進められたい。</p>		<p>(1) 人材育成について</p> <p>港湾を取り巻く環境の変化に的確に対応し、背後圏産業の発展や県民・市民の暮らしをしっかりと支えていくためには、四日市港において継続的に培ってきた港湾の管理や運営に関する専門的な知識・能力を有するプロパー職員が重要であると考えています。</p> <p>プロパー職員については、これまでも海事関係業務以外に港湾の企画、振興や予算などの多様な分野を経験させるとともに、県・市の交通政策や都市政策等を所管する部局への派遣を通じて、港湾業務全般を担える資質や能力の向上を図ってきたところであり、今後とも人材育成、管理職への登用を進めていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和3年9月6日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) みなとまちづくりプランの進捗について</p> <p>令和2年6月に設立された「四日市みなとまちづくり協議会」において、現在「みなとまちづくりプラン」の策定が進められているところであるが、今後のスケジュール感、方針及び予算規模が定まっていない状況にある。</p> <p>四日市市の事業と歩調を合わせ、最大の相乗効果がうまれるように関係各機関と連携して検討を進められたい。</p>	<p>(1) みなとまちづくりプランの進捗について</p> <p>管理組合が参画する「四日市みなとまちづくり協議会」において、令和3年11月に策定した「四日市みなとまちづくりプラン〔基本構想〕」では、今後の取組方針として、「3～5年単位で実現すべき目標を掲げ、イベント等の取組を実施しながら、ハード整備やソフト対策の実現可能性を把握する」こと等を定めました。</p> <p>また、このプランのなかでは、「背後の中心市街地との連携・ネットワークの強化を図る」こと等も定めています。</p> <p>現在は、プランに基づいてみなとまちづくりを推進するため、協議会に新たに設置した「みなとまちづくり推進委員会」において具体的な検討を行っていますが、このなかでは、中央通り再編事業をはじめ、四日市市の事業との相乗効果により最大の成果を生み出すとの視点ももって検討を進めているところです。</p> <p>引き続き関係機関・団体と連携してみなとまちづくりを進めていきます。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	令和3年8月18日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策及び港湾施設の管理・運営業務について プレジャーボート等港湾施設使用許可について、未許可船舶が21隻残っていることから、引き続き所有者に使用許可申請を促していくとともに、条例に基づき適正に対応されたい。</p> <p>なお、放置艇対策という新たな事務分掌も増えたことから、以前と比較して港営課に港の本来の業務が集中し組織の肥大化が懸念されるところであることから、管理組合として適正な組織のあり方を検討されたい。</p>		<p>(1) 放置艇対策及び港湾施設の管理・運営業務について 使用許可申請を行わないプレジャーボート等の船舶所有者等に対して、文書送付等により条例に基づく助言・指導を行った結果、未許可船舶は15隻となりました。（令和4年3月25日現在） 引き続き海上保安部等と連携し、未許可船舶に使用許可申請を促すとともに、所有者不明船への対応など条例に基づく措置を講じ、放置艇の解消に努めます。</p> <p>また、港営課の組織体制については、業務を効率的・効果的に遂行していけるよう、令和4年度から、港営課配船・施設担当を配船担当と施設担当に分割した上で、港営課各担当の所掌業務の執行体制を見直すとともに、新たに港湾施設管理監を設置します。</p> <p>引き続き、管理組合を取り巻く環境が大きく変化していることなども踏まえて、適正な組織のあり方を追求していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	令和3年9月9日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について 管理組合議員の海外港湾事情調査については、これまで調査結果は報告書としてまとめられているとともに、調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証されたところであるが、調査自体が慣例化することのないよう、引き続き努められたい。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について 議員の海外港湾事情調査については、毎年調査結果を報告書としてまとめるとともに、3月議会において副議長から調査結果の報告を行っています。また、各議員からも一般質問の場において同調査の内容をとりあげるなど、調査結果が管理組合の運営の参考となるよう議会側からも発信及び検証を行ってきているところです。</p> <p>昨年度と同様に本年度も新型コロナウイルス感染症の流行のため、同調査を実施しませんでした。今後の調査の実施に当たっては、調査結果の活用も含め、調査自体の在り方について、事務局として議員間の議論をうながしていきたいと考えます。</p>	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
